

～ルールを守って住みよいまちに～

「大磯町美しいまちづくり条例」

平成24年4月に「大磯町美しいまちづくり条例」が施行されて2年が経ちました。改めて、この条例の概要と、町民や事業者の皆さんにお願いする内容をお知らせします。

※詳しくは、今月号のチラシ、町ホームページをご覧ください。

条例制定の背景

町では、皆さんの協力のもと、「町ぐるみ美化キャンペーン」などを通じ、清潔できれいな環境づくりを推進しています。しかし、その一方で、道路や公園といった公共の場所などへの、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置が後を絶たず、清潔で良好な生活環境が損なわれています。町民の皆さんからも、改善を求める意見や要望が数多く寄せられています。

そこで町では、地域の環境美化の推進と、清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的に、この条例を制定しました。

町民の皆さんに守ってもらうこと

町民の皆さんには、清潔で住みよい環境づくりの意識を高めていただき、快適な生活環境の確保に努めていただくことを規定しています。

この条例では、「空き缶やたばこの吸殻などのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置の禁止」など個人のマナーとされていたもの10項目をルールとして定めています。



飼い主の責任だよ！

問 環境美化センター ☎(72)4438

事業者の皆さんに守ってもらうこと

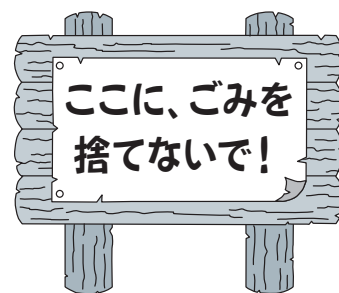
事業者の皆さんには、自らの責任において、事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないように努めていただくことを規定しています。

また、この条例では、自動販売機により飲物などを販売している場合は、回収容器を設置し、適正に管理することも定めています。(個人が自動販売機を設置する場合も同様です。)



土地所有者の皆さんに守ってもらうこと

土地所有者の皆さんには、自らが所有・管理している土地や建物及びその周辺に環境美化に努めていただくことを規定しています。そして、その土地に不法投棄などがされないように、また、樹木や雑草の繁茂によって害虫などが発生し、周辺に迷惑を掛けることのないように努めていただくことも定めています。



ルール違反をしたときは…

この条例に定めたルールに従わない場合は、指導や命令、さらにそれに従わない場合には罰金を適用する場合があります。



★ご理解とご協力をお願いします！